



- ③ 緊急災害対策本部が設置された場合、災害対策本部を緊急災害対策本部とする。防災会役員・常任委員は自らと家族の安全確認後速やかに緊急災害対策本部へ集結する。また活動支援者も可能な限り参集する。
- ④ 緊急災害対策本部は予め決められた職務の遂行に全力を注ぐ（組織図に明示）。活動支援者、住民も協力し共助の支援を行う。

## 5. 防災会の組織と職務

防災会はMSP-E住民で構成され、自薦・他薦により常任委員候補を募集し常任委員会で決定する。常任委員会は防災会会長、副会長及び事務長が輪番制で議長を務め適宜開催する。常任委員会は防災会の最高決議機関とし決議は出席者の過半で決する。

### (1) 防災会の役員・常任委員の職務

役員及び常任委員は平時においては防災・減災活動に関わる職務を行い、緊急災害対策本部設置後は速やかに緊急災害対策本部長の指揮命令の下その職務を遂行する。

- ① 会長：防災会を代表し、会務の総括を行う。  
緊急災害対策本部設置の場合緊急災害対策本部長として災害支援の指揮命令を行う。
- ② 副会長：防災会会長を補佐し、防災会の目的達成の為に職務を遂行する。会長の職務を代行する場合がある。
- ③ 事務長：防災会会長を補佐し会の総務を担う。緊急災害対策本部設置後は本部長を補佐する。
- ④ 班長：平時及び災害時において各班が担う役割を遂行するため、班員への指揮命令を行う。副会長の職務を代行する場合がある。
- ⑤ 常任委員：防災会常任委員会のメンバーとして防災会の健全な運営責任を負う。
- ⑥ 活動支援者：防災会各班に所属して、平時及び災害時に各班長の指揮の下で防災・減災活動に従事する。
- ⑦ 相談役：防災会の要請により防災・減災活動全般に対し、豊富な知識・経験に基づいた助言等を行う。
- ⑧ 防災会員：MSP-E在住の住民を会員とし防災会の運営に協力する。

なお、会長、副会長、事務長及び班長は常任委員から選任する。

### (2) イースト防災会会員

イースト防災会はMSP-E居住者で構成する。会員は防災会役員・常任委員へ自薦・他薦を問わず参画することができ、常任委員会の決議を経て就任とする。また防災会が主催する行事・講演会等全てのイベントに自由に参加できる。また災害時「イースト防災会各班班員又は活動支援者」として登録し災害時の支援活動を担うことができる。

### (3) イースト防災会各班の役割

(添付の組織図に示す)

## 6. 緊急避難場所の設置

被災住民及び要支援者からの要請があれば、津波警報の解除を確認した上、下記の場所を緊急避難場所として開放する。

- ① サークルルーム及び他共有施設
- ② パーティールームは、炊出し作業場所と避難住民及び要支援者等の食事場所とする。

なお、「公的避難所」及び「福祉避難所指定施設」への避難を希望する住民に備え、避難所まで

の避難経路の安全と避難所の収容の可否を速やかに確認するものとする。

## 7. 要支援者リストの整備

防災会会長は、管理組合理事長・民生委員・友愛会と連携し「災害時要支援者リスト」を予め整備し、防災会常任委員に周知させるものとする。また、要支援者リストの更新に努める

### 附則

1. この防災計画は最新情報に基づき改正するものとする。
2. 2022年度管理組合団地総会にて「摩耶シーサイドプレイスイースト防災会運営細則」の一部が改正されたのに基づき一部改訂する。

2023.5.28

### イースト防災会組織図

